

< 管理規程に定めるべき事項 >

1 . 路外駐車場の名称

2 . 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

3 . 路外駐車場の供用時間に関する事項

休業日並びに 1 日における供用時間の開始及び終了の時刻

4 . 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は確定額をもって定めねばならない

また、額の基準は

- (1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと
- (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと
- (3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること

5 . 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない

6 . その他

- (1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
- (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

7 . 管理規程の変更

管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該市町村長に届け出なければならない